

2022.1 NO.101

発行 東京都港区西麻布2-21-22
大本山永平寺東京別院
同心閣内 有道会 〒106-0031
(題字・大本山永平寺第八十世
南澤道人大禪師猥下 御染筆)
発行人 釜田隆文

有道

有道会綱領

- 一、宗憲の精神に則り、愛宗護法、兩大本山、特に祖山護持の道念にもとづき、宗団の和合と興隆に尽瘁する。
- 二、広く宗門人の与望に応え、宗政の刷新、進展に邁進する。
- 三、常に本宗の使命達成のため、その発揚具現に挺身する。

謹賀新年



有道会会長
釜田 隆文

令和四年の年頭にあたり
謹んで新年のお慶びを申し
上げます。

今年こそは穏やかなる一
年となりますよう念じます
と共に、兩大本山のご隆昌
と全国有道会々員諸老師の
万福多幸を念じ上げます。

令和二年一月半ばより新
型コロナウイルスの感染が
世界中に蔓延し、令和三年

前貫首慈航玄徳(福山諦
法)禪師が九月十日に、また
九月十九日には大本山總持
寺貫首大寛眞應(江川辰三)
禪師が相次いでご遷化され
ましたことは、宗門にとつ
て大きな損失であります。

回通常宗議会の開会式で
は、議員にご懇篤なる教示
を頂戴致しました。

じめ検定会・研修会等、多
数の人が集う行事が中止に
なり、六月開催予定の第百
三十七回通常宗議会も感染
症拡大により延期されてい
ましたが、昨年十一月二十
二日から開催することがで
きましたので、曹洞宗令和
二年度決算とともに本会報
にてご報告致します。

部会長が中心となつて、
種々議論を重ねることがで
きました。

夏にピークを迎えた感染症
第五波が下火になったもの
の、必ず第六波が起こると
いう専門家の意見もあり、
元の生活に戻ることが中々
叶わない日々が続いており
ます。

昨年日本列島各地で自
然災害が多発し、多くの
方々が犠牲になりました。

また、有道会本部に於い
ては、昨年も顔を合わせて
の会議の開催は難しく、リ
モートによる会議の準備が
整いましたので、有道会が
掲げる宗団機構・教学人
権・教化施策に関する部
会、『有道会三政策専門部
会』を開催し、それぞれの

諸問題が複雑に絡み合
う難しい時代であります
が、仏法には解決の知恵
があります。光を見失わ
ず、我を超えた正しさを
尊重し、全ての命が和合
出来る社会を目指して参
りましょう。

大本山永平寺第八十世

南澤 道人 大禪師猥下



令和四年年頭口宣

雪裡元朝穩坐間

壬寅淑氣入禪関

新年佛法如何問

四海波平日月還

壬寅の新春を迎え有道
会皆様の御福祥と新型感
染症の新たな波が参りま
せんことを祈念いたしま
す。

前の大戦の反省から、
協調と調和を目指した世
界でしたが今は余りにも
悲しい状態です。老衲が
監院としてお仕えした故
宮崎禪師は「仏宝は光、
法宝は正しき、僧宝は仲
良し」と教えて下さいま
した。

諸問題が複雑に絡み合
う難しい時代であります
が、仏法には解決の知恵
があります。光を見失わ
ず、我を超えた正しさを
尊重し、全ての命が和合
出来る社会を目指して参
りましょう。

昨年、福山禪師、江
川禪師の御両尊が相次い
で御遷化され寂しい限り
ですが、老残に鞭打って
も一層精進せねばと覚悟
新たに致しました。

グローバル化した社会
は、釈尊が看破された縁

有道会皆様が御清祥に
て、益々仏法興隆にご精
進下さいますことを念じ
て止みません。

合掌



ご挨拶

大本山永平寺

監院 小林 昌道

令和四年壬寅の新春を
壽ぎ有道会諸老師の更な
るご多祥を祈念申し上げ
ます。

平素はもとより昨年一
年におきましては第八十
世南澤道人不老閣下晋
山式、そして第七十九世
福山諦法師様の本葬と
有道会皆様には一際お世
話相成り心より御礼申し
上げます。本年におきま
しても変わらぬご法愛を
祖山に賜りますようお願い
いたします。

いに妥協を重ね最後は多
数決で決することが要諦
であった。」との内容で
した。

社会は無常でありま
す。例えば今回のような
新型コロナウイルス感染
症流行のような世界中に
影響を及ぼすものから私
たちの暮らしに関わるも
のまで大小様々なことに
起因し変化を重ねており
ます。この荒波を乗り越
えて心豊かな人生を暮ら
していくには仏法を理念
とした人間関係を築いて
ゆくことが肝要でありま
しょう。

今回の感染症流行に
よって傷んだであろう人
間関係を一仏両祖のみ教
えを理多として修復し、
人々とサンガを為して平
和な社会実現に向けて力
を尽くしていく好機とせ
ねばなりません。

さて、新年早々から俗
な話題で誠に恐縮に存じ
ますが昨年十月の第四十
九回衆議院選挙が行われ
るにあたり多くの選良議
員が引退されました。そ
の一人であり、衆院議
長もつとめられた伊吹文
明氏が引退にあたり三十
数年に及ぶ議員生活を振
り返つての回想記事が新
聞に掲載されました。少
し紹介させていただくな
らば、「政策には理念や
理屈が必要だが、それだ
けでは実現できない。政
略や人間関係も必要にな
る。人間関係や信頼感を
頼りに政策と政略の両方
を動かさないと、良い政
策も絵に描いた餅にな
る。(中略) 人間の主張
や理念に数学のように絶
対正しい答えはない。異
なる意見にも耳を傾け互
に



第三百二十七回
通常宗議会
宗会開催此是時
両尊坦上仰真慈
洞門耆宿尽心意
審議和衷整法規
慈悲容納



荷担重責洞門長
両祖真前仰戒香
一炷紫烟唯禱處
萬邦和樂福無量
慈悲容納

第三百二十七回曹洞宗通常宗議会

教示

本日、ここに第三百二十七回曹
洞宗通常宗議会の開会にあた
り、議員各位と一堂に会し、恭
しく一仏両祖の炳鑑を仰ぎ、正
法興隆の方策を互いに商議し得
ますことは、洵に慶幸とするこ
ころであります。

現今の国内外の情勢を精察す
るに、諸問題の深刻化が日に日
に増すことで世相は混沌の一
途を辿り、煩慮の止まない人
心、道義の頹廢など、衲の憂慮
も堪えることがございません。

このような混濁たる時代にお
いて、われら法孫に課せられた
責務は申すまでもなく、両祖大
師の慈訓にならない、直下承当の
自覚に立って、等しく万民を導
くことであります。

選良された議員各位におかれ
ましては、今次宗議会に上程さ
れる諸案件について慎重審議を
重ね、本宗寺院の要望と期待に
応え、その責務を果たし、以て
信託に尽くされんことを、切に
願うものであります。

令和三年十一月二十二日
曹洞宗管長 南澤道人

第137回通常宗議会決算

令和2年度 曹洞宗一般会計歳入歳出決算

歳入決算額	52億4980万4857円
歳出決算額	45億4229万4690円
(内訳)	
経常部歳出決算額	39億4590万6905円
臨時部歳出決算額	5億9638万7785円
歳入歳出決算差引残額	7億751万167円
(令和3年度準備資金に編入)	

一般会計 歳入 決算額 52億4980万4857円 (内訳)

1 款-賦課金	42億6149万2770円
2 款-義財金	3億1467万2165円
3 款-手数料	2310万7580円
4 款-雑収入	1億4956万7342円
5 款-準備資金受入金	5億96万5000円
6 款-借入金	0円

一般会計 歳出経常部 決算額 39億4590万6905円 (内訳)

1 款-両大本山費	3720万円
2 款-宗務管理費	17億4856万5937円
3 款-宗費完納奨励金	6億3368万842円
4 款-分担金	1439万2000円
5 款-会議費	3844万1760円
6 款-企画費	1057万9274円
7 款-人権擁護推進本部費	1051万1096円
8 款-検定会費	240万3853円
9 款-布教教化費	2億1006万5928円
10 款-補助費	9312万2503円
11 款-教育費	1億7011万2215円
12 款-指導養成費	481万2841円
13 款-交付品費	379万844円
14 款-伝道教化資料費	504万202円
15 款-出版費	8887万7803円
16 款-調査費	494万2994円

17 款-選挙費	804万7034円
18 款-指導相談費	14万9127円
19 款-年金	1億5424万883円
20 款-審事院費	528万4531円
21 款-特別会計繰入金	6億1500万円
22 款-予備費	8664万5238円

一般会計 歳出臨時部 決算額 5億9638万7785円 (内訳)

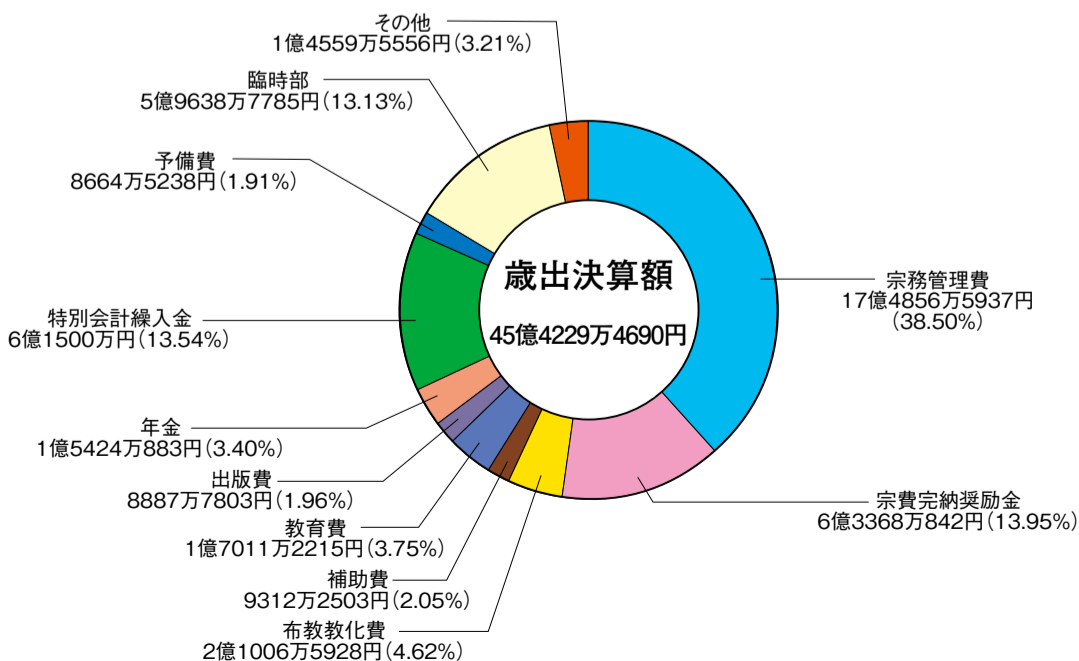
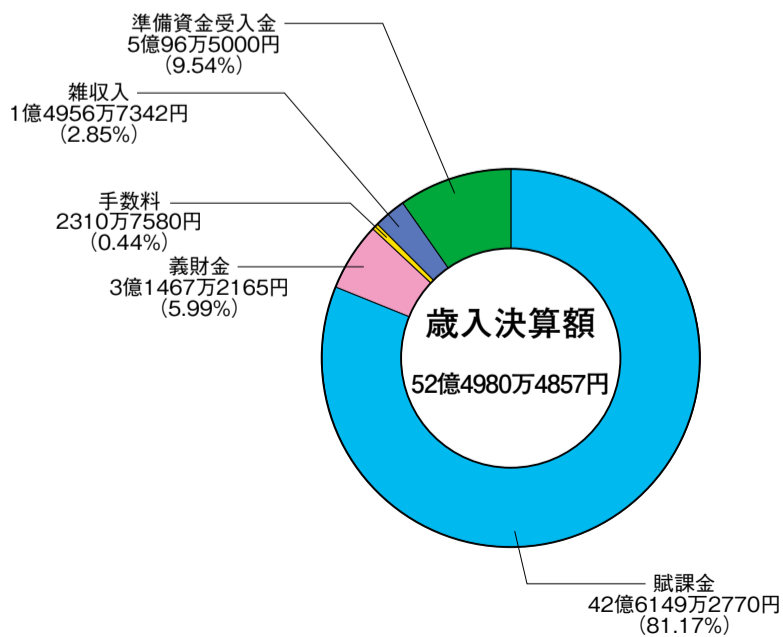
1 款-管長就任式費	0円
2 款-大本山總持寺開山太祖瑩山紹瑾禪師 700 回大遠忌香資	6000万円
3 款-SDGs 推進事業費	320万1431円
4 款-SDGs シンポジウム並びに Tokyo 禅アリーナ開催補助費	0円
5 款-曹洞宗宗務庁版『正法眼蔵』作製費	189万5289円
6 款-過疎地寺院振興対策室費	28万2892円
7 款-曹洞宗宗制調査室費	279万6173円
8 款-禅の実践プログラム費	521万2000円
9 款-世田谷学園特別振興補助費	1500万円
10 款-新型コロナウイルス感染症対策積立金	5億800万円

特別会計 歳入歳出決算

僧侶共済	40億351万6696円
寺院建物共済	36億9413万6776円
育英資金	5億9000万8225円
社会事業振興資金貸付等	3億3144万1469円
宗門護持会	6874万7202円
不動産(建物)償却引当積立金及び不動産取得運用基金	26億2561万302円
修証義公布百周年記念育英基金	11億8228万6672円
災害対策	8億909万2064円
図書印刷物等刊行	8億9647万3057円
檀信徒会館	12億9122万7472円

準備資金収支決算額 30億7836万2605円

収入決算額	36億2932万7605円
支出決算額	5億5096万5000円



【第三百二十七回曹洞宗通常宗議会議長演説抜粋】

宗務総長 鬼生田俊英

両大本山禪師遷化について

大本山永平寺第七十九世・福山諦法禪師におかれては九月十日に、大本山總持寺住持第二十五世・江川辰三禪師におかれては、同月十九日に遷化された。

福山禪師の遷化は九月十六日、十七日に大本山永平寺で執り行われ、本葬儀は十二月十六日に、同じく大本山永平寺にて厳修される。

江川禪師の遷化は九月二十五日、二十六日、大本山總持寺で執り行われ、本葬儀の日程は未定だが、大本山總持寺で厳修の予定である。江川禪師ご遷化の後、宗憲の定めにより大本山總持寺副貫首・石附周行師が直ちに現座に就かれ、十月十日に入山式が挙行された。

今次内局の重点施策の中途報告と今後の展望について

宗務総長就任以来、そのほとんどが新型コロナ対策に費やされ、思った以上に業務を進めることができないものか少しを抱えている。

しかし、次期内局に私自身の意思を円滑に引き継ぐため、ある程度の道筋を用意しておくべきと考えている。そこで、今次内局の重点施策の中途報告と今後の展望について申し上げたい。

まず宗制調査室は、先日開催の宗制審議会で、一般の宗議会上程予定の変更案を審議いただいた。審議会終了後に、改めて当局で変更案検討の結果、より慎重な審議を要とし、総合特別審議会を開催する運びとなった。そして、同審議会でも、引き続き変更案の調査研究のため、専門部会を設けるべきとの結論に至り、内局

で設置を了承した。

次に、過疎地寺院振興対策について、現在、持続困難な寺院に主眼を置き、合併、解散に関する支援や、寺院の活性化に繋がる施策を準備している段階である。しかし、調査が進むにつれ、後継者不足や経済力低下により寺院運営が危ぶまれる各地の状況に対して、過疎地寺院振興という視点だけでは対応できないという課題も見えてきた。

そのため、教団全体を見据えた広い視点で、より包括的な取り組みが必要である。そこで、総研とも連携を深め、過疎地寺院に限らず、教団の中長期計画を策定することを、今後の展望として考えている。財政面では、新型コロナの影響などを期せぬ事態で、檀信徒会館運営をはじめ、厳しい状況を迎えている中でも、歳出削減に努め、準備資金を確保し、ソートービル運営計画の策定準備、そのための資金積み立てを着実に進め、財政健全化は、一定の成果が得られていると思慮する。

しかし、教団規模が縮小傾向にある中、宗費を現状のままにした場合、実質的な宗費の負担増になる。そのため、今後十年ほどで宗費総額を大幅に縮小しても健全な財政を確保できるよう、これまでの財政の枠組みを大胆に変えていくことも視野に入れている。

級階査定も、算定方法を含めた制度自体の抜本的な見直しの議論が必要と思慮している。

この度、宗務総長の任を拝命し痛感しているのは、教団全体の未来を見据えた大きな方針、計画のもとに、諸施策が連動していか

なければならないことである。そのためには、次期以降の内局にも、大綱が引き継がれていく必要がある。今後、今次内局がより一層の使命感とリーダーシップを示すべく、教団として、行財政にかかわる中長期計画を策定していかなければならない。宗務総長の任期も一年を切り「竿頭の先に未来をひらく」ために、まずは基盤を整える所存である。

総研について、未来創生研究部門では、住職が安心して檀信徒を布教・教化できるような資料作成を目標に、既存の成果刊行物の整理および再精査を行っている。

近現代教団研究部門では、部門内に「近現代の曹洞宗教団と人権問題研究会」及び「近現代の曹洞宗教団と布教化研究会」という二つの研究会を設置して、年度ごとに定めた研究テーマについて、資料調査と学問的議論を進めてみたい。

宗学研究部門では、従来の研究（歴史・書誌・思想等）と合わせ、供養に関する研究部会を設け、コロナ禍にあつてどのように儀式を行うかをはじめ、現代における供養のあり方などを研究している。加えて自然災害等で貴重な宗宝が喪失されないよう、各種文献、画像等のデジタル化を実施している。

教化研修部門では、オンライン形式での講義、坐禅指導実習などの実施や高齢者福祉施設での法話実習の代替としてビデオレターを用いるなど対応、一定の研修成果を獲得している。

令和三年度宗費の納付期限は、新型コロナの状況に鑑み、昨年度に引き続き、延長する措置を講じた。新型コロナウィルス感染症特別支援金の予算額は五億八百万円となつており、十月末日現在で、九十九・五六％交付済みである。

本年五月二十六日付で級階査定委員会に専門部会を設置、先に実施した級階査定と次期級階査定に向けた検討を開始した。

宗務庁保管の資源台帳で、財産処分等の手続き未了により、未承認財産等を有する寺院は、本年十月末日現在、二千九百二十五か寺で全寺院の十九％になる。この状況を宗務所でも共有いただくた

め、本年六月より、宗務所で資源台帳のうち寺院が所有する土地及び建物情報が閲覧可能となつている。オンラインでの坐禅指導に変更して実施した。全十四日間、参加者は六十六名にのぼり、動画再生回数は約五千回を超えている。

教化部関係

コロナ禍で開催を中止していた「曹洞宗」は、昨年十二月からYouTubeを利用した「曹洞宗 昼休みオンライン坐禅会」を配信している。また、十月からは、十九時から開催している。四月からの再生回数は約三千回だが、今後は、従来の実際に参加する開催と併用して実施するよう検討している。

管区教化センターの布教講習会について、一堂に会する開催が中止される中、僧侶を対象とした研修動画を活用された。対象僧侶が動画を視聴してレポートを提出することにより、布教講習会を受講したものとした。「曹洞宗ネット・寺院専用サイト」から視聴可能で、DVDの用意もあるので、教化部企画研修課、管区教化センターまで問合せいただきたい。

SDGs推進委員会では「ペーパーレス化・オンライン化を中心とした業務の簡素化」及び「ジェンダー平等や意思決定の透明化を含む環境整備」について協議している。特に、宗務行政における施策の決定過程において、女性の意思が反映される機会が少ないことから、まず、「女性の積極的雇用を促進すること、並びにそれを実現するために、職場環境を改善していくこと」に主眼に置いて、協議を継続している。

国際センターでは、今年度より「とどけプロジェクト」として、日本国内の宗門寺院で使われていない法衣等を海外の禅センターへ送り出す取り組みを始めた。

五輪開催期間中、海外の外国人を対象に「サステイナブル・禅アリーナ」事業の一環として、講師が英語で坐禅指導する「ZenD o Tokyo」(禅堂 東京)を実施した。緊急事態宣言発出に伴い、オンラインでの坐禅指導に変更して実施した。全十四日間、参加者は六十六名にのぼり、動画再生回数は約五千回を超えている。

次年度に予定していた梅花流創立七十周年記念奉讃大会は開催を見送ったが、創立七十周年記念表彰の式典を、東京グランドホテルで令和四年五月十七日に実施予定である。

伝道部関係

コロナ禍で講習会の開催が叶わない中、自宅でも梅花流の研鑽ができるよう、梅花流詠讃歌「作法編」の映像を作成した。さらに、梅花流特派師範による講習を梅花流詠讃歌の公式YouTubeチャンネルで発信している。

絶版となつていた「曹洞宗過去帳」を再刊行、また「令和三年度寺院住所録」「禅の風五十号」を刊行した。

本年九月末日における宗務庁刊行の出版物等の売り上げは、前年の同月末と比して二割増となったが、二年前との比較では二十％減である。特に梅花関係の売り上げの減少が大きく影響している。その他の刊行物は、二年前の売り上げに足りつつある。

現在、宗務庁の機構改革として、宗務庁役職員からなる「組織機能検討委員会」を組織、特に教化部門に焦点を当て、関連性のある業務の集約及び統廃合について調査研究を行っている。

宗務システムの大規模な改修も一旦終了したので、今後は宗務所への公開情報の充実も含め、利便性向上と拡充に当たってまいりたい。また、将来的な檀信徒会館建て替えの可能性を念頭に、紙によ

る保存書類の量の調査を行い、将来的に重要度、閲覧頻度の高い書類を電子化して行くことを検討している。

令和三年度税制改正で、電子帳簿保存法が改正となった。この改正で取引に関する電子データそのものを一定条件下で保存しなくてはならないこととなった。その対応の手始めとして、宗務庁内で完結する支払請求システムから電子承認の決裁システムを導入、その後、順次、内部の起案手続き、さらには印影確認の必要ない申請等は電子承認の対象として拡大することを検討している。

令和三年度税制改正で、電子帳簿保存法が改正となった。この改正で取引に関する電子データそのものを一定条件下で保存しなくてはならないこととなった。その対応の手始めとして、宗務庁内で完結する支払請求システムから電子承認の決裁システムを導入、その後、順次、内部の起案手続き、さらには印影確認の必要ない申請等は電子承認の対象として拡大することを検討している。

人権擁護推進本部関係
人権擁護推進本部内、さらには宗制調査室との協議を重ね、規程全般にわたり改正が必要とすべき点を明らかにし、現在の実務と整合を図るよう、変更を加えた曹洞宗人権擁護推進本部運営規程一部変更案を上げている。

東日本大震災から今年で十年目を迎える。そこで、被災したお一人おひとりの十周年を想い、現地寺院のみならず、継続的に支援に取り組む復興支援室分室を取材し、次年度の教区人権学習として視聴覚映像を制作予定である。

令和二年度の総売上高は二億二千二百六十六万二千六百四十四円、経常損失は三億四千三百七十六万四千五百二十四円である。これに特別利益四億七千八百万円を加算し、これから、法人税等を差し引いた税引後の純利益は一億三千四百二十四万九千九百六十四円である。したがって、平成十一年十月の檀信徒会館発足以来、積み上げてきた剰余金は十二億二千四百二十一万五千四百六十四円となった次第である。

令和二年度の総売上高は二億二千二百六十六万二千六百四十四円、経常損失は三億四千三百七十六万四千五百二十四円である。これに特別利益四億七千八百万円を加算し、これから、法人税等を差し引いた税引後の純利益は一億三千四百二十四万九千九百六十四円である。したがって、平成十一年十月の檀信徒会館発足以来、積み上げてきた剰余金は十二億二千四百二十一万五千四百六十四円となった次第である。

令和二年度の総売上高は二億二千二百六十六万二千六百四十四円、経常損失は三億四千三百七十六万四千五百二十四円である。これに特別利益四億七千八百万円を加算し、これから、法人税等を差し引いた税引後の純利益は一億三千四百二十四万九千九百六十四円である。したがって、平成十一年十月の檀信徒会館発足以来、積み上げてきた剰余金は十二億二千四百二十一万五千四百六十四円となった次第である。

総括質問



有道会代表

阿部 光裕

質問(一) 事業の評価と検証

前回宗議会の押川議員の総括質問答弁では、外部機関の検証機関設置は予定していないが、事業の評価と検証に必要な適切な基準の設定には努めるとのことだった。

そこで、現時点で具体的にどのような基準の設定がされているのか。また、この任期中に教団全体の長期ビジョンや中長期計画を策定するの

質問(一)の答弁

評価は、ある一定の基準を満たしているかだけでなく、総合的な判断で評価するべきと思料する。そのために必要なことは、各事業の目的や内容、実績や効果、費用を明確にすることであり、それには、明文化、数値化で評価の土台を整えることである。その上で、所管部の自己評価と客観的な視点での相互評価を行うことが枠組みと考える。そして、重要な点是对象事業の要否ではなく、組織が目指す方向に対して、優先すべきものかどうかである。よって、方針や

行政機関の意思に照らして判断することが肝要で、その意味で、評価基準を設定するのは、組織の方針を明確にすることを意味している。

議員提案の外部機関による視点も有効だが、まずは方針を明確にして、それに照らして評価する姿勢を持つことが前提と存ずる。

今次内局での中長期計画策定を目指すのではなく、過程と内容を重視してまいりたい。

質問(二) 宗憲の変更

変更を考案する前に、変更理由に対し関係機関のコンセンサスを得て、その上で、叩き台を作成、複数の機関等で立場の違う人々が議論を行うことで、熟成された議案が上程されると認識するが、如何か。

質問(二)の答弁

宗憲、曹洞宗規則、宗制の各規程も、変更事項の重要度により、十分な時間と議論が必要で、多くの方の参画により、よりよい議論と方向に進むのであれば、

望むべきところである。今次通常宗議会には、宗憲、曹洞宗規則の上程は叶わないが、宗制調査室が作成する原案に対し、関係各位の意見を伺いながら、本年度第二回通常宗議会での成案上程に向け作業を加速してまいりたい。

質問(三) 両大本山費

コロナ禍でご本山の収入が苦しいようだが、昨年度の両大本山の財務状況の概要を教えてください。また、宗憲の定めにより毎年支出している両大本山費は、現在三千七百二十万円だが、この金額はどのように決められたのか。さらに宗憲に謳われている以上、賦課金の中に本山賦課金があつてし

べきではないか。現在の両大本山費は、一か寺あたりに換算すると約二千五百円となる。本員はせめてその倍は支出できないかと考える。そこで、予算折衝時に、事前に両大本山の経営状況について情報を得て、両大本山護持委員会に諮り、金額を設定するのが望ましいと思料するが、如何か。

質問(三)の答弁

両大本山の山務運営等に関する概要報告には財務状況の報告は含まれないが、経済的には厳しいと推察される。両大本山費の算定根

拠となる正式な記録がなく、現在の金額は、平成九年度より据え置いたままである。宗費に新たに本山賦課金を設ける提案だが、結果的に寺院の宗費負担が増えることになり、慎重に考えるべきと思料する。

質問(四) 過疎対策と兼務寺院

兼務寺院の理由の多くは、後任者不在問題である。現在の社会情勢を勘案すれば、今後、過疎地での兼務寺院増加は必然と思料する。

兼務住職任命申請で、最長五年の任期で申請、任期年数の義財金を申請時に納めるが、任期切れ毎に再申請を行う寺院と行わない寺院とがある。行った寺院は更に申請した任期分の義財金を負担する。一方、行わない寺院は義財金が発生せず、罰則もない現状である。そこで、再申請がなくなると、任期切れ後に、毎年申請時の義財金を任期年数で割った一年分を納めてはどうか。

当然、任期中に後任候補を定めることが望ましく、その観点に立てば再申請制度の必要性は認めるが、過疎地では様々な理由から障壁があり兼務地として存続していく以外方途がないのが現実である。なので、義財金問題と後任問題とは、分けて考えることが望ましいと捉えるが、見解を

伺いたい。議員の提案は合理的な面がある。これにより、義財の納付漏れは解消されるが、任命義財が賦課金としての性格を有することになる。義財金と後任住職の問題を分けて解決を図った結果、兼務住職の常態化が進む、本来の兼務住職制度が形骸化してしまわないか、過疎地域の寺院振興面から、目指すべき方向性とかけ離れる結果が生じないかなど、総合的な視点から検証し、整理しながら、慎重に対応する必要がある。

質問(四)の答弁

義財金と後任住職の問題を分けて解決を図った結果、兼務住職の常態化が進む、本来の兼務住職制度が形骸化してしまわないか、過疎地域の寺院振興面から、目指すべき方向性とかけ離れる結果が生じないかなど、総合的な視点から検証し、整理しながら、慎重に対応する必要がある。

質問(五) 梅花流全国奉詠大会

五年毎の周年記念大会にしては如何か。

質問(五)の答弁

現在、全国大会の在り方について、時代に則するものとするべく検討している。

質問(六) 寺院の教化活動

布教教化規程第四十一条には、各寺院で教化組織を設け、届け出ることが義務化されている。これを受け教化部は公認登録台帳に登録、経費の一部補助が認められている。そこで、現況把握のため、コロナ禍の影響がなかった平成二十八から三十三年度の、禅の集いを除いた新規登

録数と、登録された教化組織に対し、教化部からのような働きかけがなされ、いくらの補助金が支出されたのか。また、この四十一条を見直しては如何か。規程中の「教化組織」の例に、現在比較的行われているものを記し、条文も強制的な文言を緩やかにし、年度毎の活動実績はオンラインで行うようにできないか。また、経費の一部は宗費から差し引いてはどうか。

質問(六)の答弁

その期間の教化団体結成届け出はなかったが、各寺院では、様々な活動がされていることが宗勢総合調査報告書に示されており、現行の規定が現状と齟齬をきたしていると思慮する。今後、関係規程変更も含め、研究検討をしてまいりたい。

また、補助金の提案は、画期的とは存ずるが、現状、実現するのは難しく今後の機構改革などを検討する中で、貴重な提案として受け止めたい。

檀信徒が略三宝をお唱えすること、実践行としての何よりの教化ではないか。また、近頃数珠を携行されない方も見受けられるので、「数珠を作る会」などの教化組織作りを研究し、広く実践して

質問(七) 檀信徒の略三宝のお唱え普及と輪袈裟の着用、数珠の携行の推進

檀信徒が略三宝をお唱えすること、実践行としての何よりの教化ではないか。また、近頃数珠を携行されない方も見受けられるので、「数珠を作る会」などの教化組織作りを研究し、広く実践して

いただと大きな効果が得られると思慮する。

さらに、檀信徒に輪袈裟の着用を推進したい。仏事にいつも着用できるように、寺院にストックを置き、略式の授戒をした後、無料で授けられるようにしたい。所感を伺いたい。

質問(七)の答弁

檀信徒の教化活動で、略三宝のお唱え、輪袈裟の着用を通じて、宗門や菩提寺に対する信仰心と帰属心を涵養することは意義あることなので、各寺院での布教教化活動の一助となる施策に反映できるよう考えてまいりたい。

質問(八) 専属の広報部署設置

現在、ネット動画やアプリなど積極的に動画の活動を展開している。これらは時代に即応すべく工夫研鑽を重ねたもので、多くの方に視聴いただきたいが、残念なことにアクセス数が伸びていない。

動画配信に対し、宗門人がそれを広める努力が足りないことも要因であるが、行政側の努力を考えると、それらを担当する専門の部署が必要なのではないか。

質問(八)の答弁

再生数は広報係が検討すべきだが、宗務庁として作成する動画、投稿記事につ

いて、発信すべき内容、目的と対象を明確にすることが必要で、広報の目標を設定することで、作成すべき動画の内容と担当部署が定まるものと思慮する。そして、動画作成に終わらず、紙面の広報媒体などと巧みに組み合わせることで相乗効果が期待できる。

曹洞宗の広報は、国内外の社会と曹洞宗の架け橋となる役割を担うことが存在意義であると存するので、議員提言の部署設置を、引き続き検討してまいりたい。

質問(九) 教師検定

後継者の確保と育成は、宗勢が衰えつつある宗門にとって喫緊の課題であり、過疎化対策にも直結する。志ある者が住職資格を早く取得できるように、宗制の弾力的な活用が不可欠であり、これについて提言したい。

教師検定の査定内容・基準を明確化するとともに公表し、僧侶資格を得ようとする者にどのような条件が必要なのかをわかりやすく伝え、一般社会で働きながらも査定基準を満たしていけるような自助努力を促していくこと。

教師検定で二等教師補を取得しても、六年間で計九十日の安居が必要となるが、働きの安がらでも安居が積み重ねることができるよう、すべての専門僧堂に一日から一週間程

度での修行ができるよう、常設の特殊安居を設けること。

質問(九)の答弁

査定基準の明確化とは、例えば筆記試験の内容、参禅、法式声明などの実技試験の内容の明確化で、目指すべき僧侶、教師、住職とはこのようにあるべきと自覚できるように、試験内容と合格水準を明示すべきとの提言と承った。

無試験検定で教師補任された場合でも、受検していたら合格したであろうかと自問し、足りないと感じたならば、補助と自助努力していくような明確な試験内容、合格水準があれば、ひとつの目標として定めてもよいと思料する。

次に、特殊安居の提言は、安居の多様性が求められる中で、常時特殊安居を受け入れられる僧堂の設置、さらには短期間、極端に言えば一泊二日の安居を繰り返してできるような僧堂の設置も検討を要すると思慮している。

質問(十) 各僧堂のオンデマンド講習導入

本山・地方僧堂での講義に掛かる経費の軽減のために、オンデマンド方式による統一的な学習内容を提供することを提案したい。

質問(十)の答弁

僧堂の履修科目で、いくつかの学科目は、一般的な

解釈として僧侶が各々理解するべきであり、オンデマンド方式による教材の提供は、各僧堂の経費負担の軽減につながると思慮する。一方、特に宗乗は、師家の境涯で指導されるので、一律に教材を提供することが、僧堂運営に資するかを検討する必要があるかと存する。

質問(十一) 尼僧の本山安居

宗侶の行学の根本道場が本山僧堂の位置づけであるが、尼僧の本山僧堂への安居は、なかなか門戸が開かれない。そこで確認だが、本山僧堂が宗務庁の懸念する諸条件をクリアできれば、当然その安居は認められる認識でよいのか。

質問(十一)の答弁

掛搭僧の受け入れは、各僧堂の堂則で定められ、教理学部長が承認しているが、片方の性別のみでないこと承認されない、ということはない。

一方で、仏教における四衆制は、性別、出家の有無で分けて修行することも伝統的であり、これを否定することはできないと思慮する。

また、各僧堂の受け入れについて行政として介入することは難しいと存する。

質問(十二) 級階査定

約十年に一度のペースでの級階査定では実態に即した算定は難しく、不公平感が生じる可能性があると思慮する。

直接収入方式の導入も検討材料に入れ、現行方式の改善点を検証し、事務方の仕事量軽減にも配慮して、公平公正な算定方式の構築に努めることが肝要と思料するが、見解をお聞きしたい。

質問(十二)の答弁

次期級階査定は、級階査定委員会専門部会で調査研究中である。これまでの十年一区切りの査定時期について、査定の間隔が長期化すれば、調査に係る経費等も増加するので、経費削減に繋がる方途を研究いただいている。また、(仮称)直接収入方式は、導入に向けた前向きな議論をお願いしている。

級階査定制度は、公平かつ中立で、寺院に解りやすい制度でなくてはならない。

各寺院の実態を的確にとらえ、将来にわたり、より良い制度となるよう引き続き検討を重ねてまいりる所存である。

質問(十三) 宗務庁の機構改革

教化部門に焦点を当て、関連性のある業務の集約及び統廃合について検討するため、

宗務庁組織機能検討委員会を構成し、調査研究を行っていただくことだが、進捗状況も含めて詳細をお聞きしたい。

質問(十三)の答弁

まず教化部の業務に焦点を当て、その業務が他部署の業務と集約及び統廃合の可否等、所管部署の自己評価としての調査研究をして

いる。この調査結果は、今次内局中には内局に対し報告し、今後の中長期計画を策定する一助となることを望んでいる。

なお、この検討委員会はあくまで内部調査なので、委員は、教化部、教学部、伝道部等の部課長及び係長等の一部の職員を委嘱している。

通告質問
有道会議員(要旨)

河村 康秀



檀信徒会館の欠損補填

コロナ禍により、事業主体者である宗務庁として、事業支援は行われるのか、支援するならばどのようなスタンスで行うのか。今後のホテル建替え等の事業長期計画への影響度合いはどうなるのか。

今回補填した四億七千八百万円が(株)東京ランドホテル清算に伴い生じた不動産特別会計の償却資産の一部との事だが、清算されたのは平

答弁・財政部長

現時点でホテル事業への支援は想定していないが、今後も多額の損失が計上されれば、一般会計からの資

金投入を行わざるを得なくなるかと存する。したがって現在、事業長期計画への影響は発生していない。ただ、前述のように状況が改善されなければ、宗費などに影響を及ぼすことになるが、財政部としてそうならないようにしたい。

四億七千八百万という金額は不動産貸付特別会計の資産に「相当する」金額という意味で、資産そのものではない。一般会計側では出資金、檀信徒会館特別会計側では元入金として計上されていたものである。

不動産貸付特別会計閉鎖の際に檀信徒会館特別会計に計上された建物等の「資産」そのものについては、減価償却を行っており、今後の税負担に影響はない。

今回の処理は、法人税法上、何らかの影響が発生する処理ではないので益金には当たらない。法人税法上の繰越損失金は、令和元年度と二年度を合計した五億九千八百八十八万七千二百九十九円である。

文書質問

回答は所管部長名

松浦 徹應

葬儀社への対応の指針

最近増加傾向のネット系葬儀社の多くは、檀家制度の否定、布施の定額化・低額化を

宣伝文句としており、その広がりや葬儀や供養の価値観を一変し、当局の対応と今後の展望について回答いただきたい。

答弁 布施の定額表記や僧侶派遣を行う葬儀社と捉えて回答する。派遣で宗門が憂慮する点は、他の寺院の檀徒に対し、引導師、焼香師となること、戒名等を授与する事案が発生することである。仮に施主から菩提寺があることを知らされなかったとしても、曹洞宗懲戒規程に抵触することになる。

しかし、業者に登録する宗侶にとっては、生活に必要な収入源の場合もあり、懲戒規程に抵触しないよう注意の上、亡き人を供養したいという利用者の気持ちに配慮する必要があることは否定できない。今後、現状を把握しながら対応を検討することが肝要と料する。

教師資格取得

資格取得の容易化に対する要望が強い、その進捗状況と展望を回答いただきたい。

答弁 一足飛びに僧堂掛搭経験のない者に教師資格を認めるよりも、まずは多様な僧堂のあり方を模索・構築し、次に伝統的な禁足を旨とする僧堂と、今日的問題に対応しようとする僧

堂、それぞれでの僧堂掛搭した者が互いを認め合える宗制の整備や意識改革が必要と思料する。

教区制度

教区制度は概ね良好に機能しているが、一部に教区内諸事象で派生する、ハラスメント的な弊害により精神的苦痛を強いられる声がある。これに対し、何らかの避難措置や救済制度があっても良いのではないか。

答弁 ハラスメント行為が度を越えたものであるなら、人権問題に抵触すると危惧される。この対応として退避処置は問題の根本的な解決にはつながらない。教区における諸問題は、基本的には宗務所管内または教区内の自治に属する事項なので、まずは、当該教区で問題の解決にあたるべきである。

松本 宏思

デジタルトランスフォーメーション(DX)推進

宗門におけるDXロードマップ作成と事務部門のDXを優先的に進めることを提言する。

曹洞宗メールマガジンを使用して、例えば全国宗務所役員のアドレス登録により、情報の共有が図れる。その他にも必要に応じてグループを作り利用することは、すぐに

でもできると思慮する。情報伝達のスピード化・事務の省エネ化等、多くのメリットを生み出す。ぜひ、進めていただきたい。

答弁 宗務所、教化センター、特派布教師など資格・役職毎の電子メール送信先グループを作成し、一括で情報を伝達することは、技術的に可能であり、宗務所の事務効率化に直結している。目下、実現を目指している。

今後多くのグループに働きかけていくとともに、電子メールに限らず、その他の情報共有ツール等の導入も併せて検討をすすめる所存である。

過疎対策寺院振興対策ロードマップ

具体的なロードマップが策定されていけばお示しいただきたい。策定されていない場合は、速やかに策定いただきたい。

答弁 策定していないが、過疎問題対策の基本方針は定まっているので、これを元に寺院の活性化につながる施策を講じていきたい。

木村 光俊

曹洞宗米国人立ち上げ

日本から独立した形で僧侶育成が実現した場合、宗門はどう関係を維持していくのか。以下の三点の回答を求め

る。想定を超える独自色を打ち出されて場合、米国人だけでは解決の難しい問題が発生した場合。財政面での関わり等について回答いただきたい。

答弁 総監部現地法人の理事を中心に各種規則や規程の整備作業が進められ、既に、教師分限、僧侶分限に関する部分などは完成している。報告を受けている。

この規程の運用範囲における資格付与等に関して問題はなく、そこに想定を超える独自性は生じないと思料する。また、総監部現地法人総会で、今年度内に州政府への法人登記及び国税局への非営利団体申請が全会一致で承認されたので、今後当該法人とどう関わっていくか、協議を開始したい。

解決が難しい問題は、具体的な事態が不確定なので回答できないが、総監部が指導的役割を担うと見込まれる。財政面は、運営費そのものを曹洞宗で負担する想定はしておらず、当面の間、会議や研修の共催という形で補助することを検討している。

戸田 光隆

過疎地寺院振興対策室

対策室の任務は大きく二つあると思慮する。一点目は活性化につながる振興のための

具体的施策を示すことで、二点目は過疎地域寺院への対策である。

今次宗議会配布の宗務及び事務に関する説明書には、今後不活動や住職不在の教区を対象に実態調査を行い、合併や解散のマニュアル作成を検討するとの事である。しかし、過疎地域に所在する寺院、更に宗費納入組合長並びに、宗務所長など、各地域の後継者不足と檀信徒激減寺院の声を聞き、適切なアドバイスを示せる人材や組織の編成が必要と思慮する。寺院の活性化につながる具体的施策と、解散も視野に入れた過疎地域寺院対応を伺いたい。

答弁 対策室ではボトムアップによる寺院活性化について、総研と協同で施策の策定を目指している。また、過疎地域寺院より寄せられた合併解散の意見を参考に各種手続きを分かりやすくまとめたマニュアルを作成している。

小島 宗彦

僧侶共済の指定受取人

僧侶共済制度加入申請時には、指定受取人を設定することになっている。この受取人について、現状をみると、指定した師僧や配偶者の死亡、離縁等でスムーズな申請・給付が困難な場合があることが想像できる。僧侶共済規程第

十七条には受給資格の順位が定められており、同第十八条には給付事由発生後六十日以内に申請しなければならぬことから、時間的制約と労力を必要とする。そこで、僧侶共済の円滑な制度運用のためにも、当局より曹洞宗報等でも僧侶共済の周知と現状に適した受取人への変更を促すよう告知すべきと思料する。また宗務システムで確認できる受取人が宗侶・寺族の場合、宗務所へ死亡届が提出されているのであれば、システム上で受取人には該当しないと判断できるように表記される必要があると思料する。

答弁 指定受取人変更は、既に曹洞宗報に掲載、周知している。本年は二月から五月に掲載しており、今後とも随時お知らせする予定だが、方法は検討したい。また、今年度より宗務所でも指定受取人が宗務システムで確認できるようにしている。受取人が宗侶や寺族に限らないことから、システム登録の関係上、現在対応していない。

なお、受取人の宗侶や寺族が死亡等で除籍になった場合、可能な範囲で宗務所へ通知しているため、理解いただきたい。

金岡 潔宗

准師家の制度

専門僧堂の再認可の可否が

決定した今、准師家の制度、さらに指導者のあり方についての考えを伺いたい。

答弁 専門僧堂の再認可にあたり、師家規程にある常在勤務の准師家確保が僧堂教育には重要と思慮する。現在には准師家資格認定会で設定しているが、認定制度の再考に際して、師家規程に規定される「法幢を建てた者」及び「四十歳以上の者」を検討し、僧堂に常在し師家に随身する人材の任命を考えている。

指導者のあり方は、僧堂設置基準第八条にあるとおり「掛搭僧とともに住居形態で僧堂に勤務すること」が望ましい。

堂長会議のあり方、師家会

教育規程第二十九条には、内局は毎年一回以上堂長会議を開き、僧堂の運営及び教育内容について協議するとある。過去の会議で、当局が堂長会議の要望により改善された事柄はあったのか。同様に、師家会の要望に当局はどう対応したのか。

さらに、今後の堂長会議のあり方や師家会との関係についての考えをお聞きしたい。

答弁 現在、教学審議会には専門僧堂師家に委員として参画いただいており、同専門部会も同様である。過去の協議事項では、師家会提案の「僧堂における

不祥事の再発防止に関する決議が、平成二十五年十一月二十九日付け採択され、これを指針とし、僧堂内の暴力行為を含む不祥事の根絶、僧堂人権学習の拡充、不祥事発生時の対応マニュアル作成に繋がっている。

僧堂協議は、各僧堂の情報共有には有益と考える。僧堂振興協議会は、僧堂実務担当者会議として、今後増える事務の詳細を教習部と共有する会議へと変更を検討している。

師家会は各僧堂と師家相互の連絡、連携を密にして僧堂の振興を図ることが目的なので、相互の情報共有の組織であり、僧堂振興に寄与いただきたいと思慮する。

専門僧堂再認可申請

専門僧堂再認可の可否が決定されたが、認可を取り消された日から起算して十年を経過していない者は認可を受けられないことになっている。なぜ十年なのか。設置基準を満たしていれば申請は可能と考えるが、所見をお聞きしたい。

答弁 一般的に学校長、裁判官、弁護士等の資格を持つ者が、禁固以上の刑に処せられた場合、その満了後から十年間、資格の取得制限が課せられ、要職の方の最長期間となる。

僧堂は宗門の人材養成の根幹であり、宗門が定める規程を遵守しない場合は、同様の欠格期間が妥当と考える。

なお、この欠格対象は申請寺院ではなく、申請者である。つまり、仮に別の申請者ならば「十年を経過していない者」に該当しない。

鈴木 祐孝

宗費減額

宗費減額には、執行予算を減額するしかないかと思慮する。それには歳費や事業の見直しを徹底する施策が必要と考えるが如何か。また、将来的に年間予算はどのくらいの額を想定しているのか、お聞きしたい。

会議と日程

【第一日目】十一月二十二日

成立に関する集会
管長就任式
開会式、開会
常任委員選挙(別掲)
宗務総長演説
議案上程、所管部長説明
宗務監査委員長報告
特別委員会設置(別掲)
委員会付託
議案研究

【第二日目】十一月二十三日
総括質問

下に「曹洞宗」と出ているが主たる所管部はどこか。「誓願」という言葉を宗典に四か所散見される「袈裟功德」「行持上」「行持下」「出家功德」が、これらを踏まえ、道元禪師の思いを集約し誓願しますということになったのか、他にどのような背景で誓願になったのか、お聞きしたい。

常任・特別委員会

永平寺系…阿部光裕議員(別掲)
總持寺系…坂本泰俊議員
各委員会審議
【第三日目】十一月二十四日
各委員会審議
通告質問
【第四日目】十一月二十五日
各委員長報告
各種案件可決承認
懲罰委員長報告、閉会

答弁 指摘のポスターは東北管区教化センター作製のものである。「誓願」の文言の背景は、確認したところ、コロナ禍で医療従事者や感染者、その家族に対し、分断や差別が生じたことに対し、差別が起らない、差別をしないことを周知させる目的との事であった。

☆運営委員会
(長)森 元亨
(主)嶽盛 和三
(主)圓通 良樹
(主)嶽盛 和三
(主)圓通 良樹

☆予算委員会
岡 芳雄
(長)名村 直高
(主)片山 昌佳
(主)田中 清元
(主)福田 光昭
(主)坂本 泰俊
(主)平岩 浩文
(主)中村 見自
(主)五十嵐靖雄
(主)龍谷 顯孝
(主)藏山 大頭
(主)山本 健善
(主)奥村 孝善
(主)乙川 良介
(主)高橋 英悟

☆第一決算委員会
(主)石川 順之
(主)横井 真之
(主)金子 清学
(主)平井 正道
(主)増坂 澄俊
(主)川村 能人
(主)小島 宗彦

☆第二決算委員会
小島 泰道
(主)喜慶部議史
(長)戸田 光隆
(主)須田 孝英
(主)深川 典雄
(主)伊藤 弘隆

(主)押川 伸生 (主)佐藤 清廉
(主)松浦 徹應 (主)清泉 文英
(主)金岡 潔宗 (主)甘蔗 英司
(主)國安 大智 (主)岩本 一典
(主)木村 光俊
(主)山路 純正

☆請願委員会
来馬 宗憲
(主)池田 大智
(主)鈴木 祐孝
(主)倉内 泰雄
(主)近藤 龍法
(主)大坂 恵司
(主)松本 宏思

☆懲罰委員会
阿部 光裕
(主)松本 宏思
(主)倉内 泰雄
(主)神野 哲州
(主)松原 道一
(主)高橋 英寛
(主)石附 正賢

☆特別委員会
(主)倉内 泰雄
(主)神野 哲州
(主)松原 道一
(主)高橋 英寛
(主)石附 正賢

第三十五回有道会大会
二〇二二年三月二日
十三時から 予定

広報部会
(主)武山 正廣
(主)松本 宏思
(主)國安 大智
(主)小島 宗彦
(主)川村 能人
(主)池田 大智
(主)松浦 徹應
(主)木村 光俊

有道会事務局
〒105-0014 東京都港区芝2-15-20
TEL 03-3345-4151
TEL 03-3345-4152
TEL 03-3345-4153
TEL 03-3345-4154
TEL 03-3345-4155
TEL 03-3345-4156
TEL 03-3345-4157
TEL 03-3345-4158
TEL 03-3345-4159
TEL 03-3345-4160
TEL 03-3345-4161
TEL 03-3345-4162
TEL 03-3345-4163
TEL 03-3345-4164
TEL 03-3345-4165
TEL 03-3345-4166
TEL 03-3345-4167
TEL 03-3345-4168
TEL 03-3345-4169
TEL 03-3345-4170
TEL 03-3345-4171
TEL 03-3345-4172
TEL 03-3345-4173
TEL 03-3345-4174
TEL 03-3345-4175
TEL 03-3345-4176
TEL 03-3345-4177
TEL 03-3345-4178
TEL 03-3345-4179
TEL 03-3345-4180
TEL 03-3345-4181
TEL 03-3345-4182
TEL 03-3345-4183
TEL 03-3345-4184
TEL 03-3345-4185
TEL 03-3345-4186
TEL 03-3345-4187
TEL 03-3345-4188
TEL 03-3345-4189
TEL 03-3345-4190
TEL 03-3345-4191
TEL 03-3345-4192
TEL 03-3345-4193
TEL 03-3345-4194
TEL 03-3345-4195
TEL 03-3345-4196
TEL 03-3345-4197
TEL 03-3345-4198
TEL 03-3345-4199
TEL 03-3345-4200

有道会ホームページアドレス
http://www.yudokai.net

恭賀新禧

有道会役員

会長 釜田 隆文
顧問 菅区選出幹事
曹洞宗参議 熊谷 紘全
大本山永平寺監院 高田 光壽
大本山永平寺東京別院監院 佐藤 善亮
大本山永平寺名古屋別院監院 佐藤 好輝
岡田 宏史 補陀 寛之
新美 忍雄 翁 泰仙
石川 順之 吉廣 泰英
小島 泰道 吉谷 大憲
砂越 隆侃 齋藤 賢隆
横井 真之 東 孝二
神野 哲州 中野 裕道
平井 正道 内藤 卓洲
圓通 良樹 高梨 英文
結城 俊道 玉木 知顯
戸田 光隆 池田 裕道
池田 大智 松原 道一
松本 宏思 渡部 卓史
渡部 卓史 小島 宗彦
押川 伸生 小島 宗彦
阿部 光裕 阿部 光裕
武山 正廣 武山 正廣

副議長 村松 延行
幹事 喜慶部議史
金子 清学
高橋 英寛
吉村 明仁
増坂 澄俊
鈴木 祐孝
川村 能人
松本 宏思

内局
財政部長 服部 秀世
教学部長 小林 孝道
教化部長 浅川 信隆
出版部長 藤間 良信
事業部長 来馬 宗憲

監事 松原 道一
同 米澤 智秀
同 佐藤 誠峰
同 田中 省吾

庶務幹事 同
同 田中 省吾

會計幹事 同
同 田中 省吾

幹事 同
同 田中 省吾

同 同